

(目的)

**第1条** この要綱は、町内事業者へ就職した新規学卒者又は転入者に対し、予算の範囲内で新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金（以下「交付金」という。）を支給することにより、雇用の安定並びに定住及び移住の促進を図り、もって活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規学卒者 町内に住所を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校その他町長が必要と認めたものを卒業した日の属する月の翌月の初日（義務教育以外で中退者の場合は、中退した日）以後1年以内のものをいう。
- (2) 転入者 町内に転入した日前1年以上、連続して町外に住所を有していた者で、常用労働者として雇用された日において町内に転入した日以後1年以内のものをいう。
- (3) 町内事業者 町内に事務所、店舗、工場等（以下「事務所等」という。）を有し、事業を営む者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者を除く。）をいう。
- (4) 常用労働者 町内事業者が新たに雇用する労働者のうち、雇用期間に定めのないものであって、1週間の所定労働時間が30時間以上で、かつ、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者であるものをいう。ただし、一般被保険者でないことについて特別な理由がある場合は、町長が常用労働者と同様であると認めた者をいう。

(支給対象者)

**第3条** 交付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 常用労働者として町内事業者に雇用された日において新規学卒者又は転入者に該当し、かつ、満40歳未満の者
  - (2) 町内事業者の事務所等に勤務する者（町外の事務所等に通勤する者を含む。）
  - (3) 常用労働者として雇用された日から起算して、5年以上町内に定住の意思を有する者
  - (4) 町税を滞納していない者
  - (5) 過去にこの要綱による交付金の支給を受けていない者
- 2 前項の規定にかかわらず、町内事業者が、次のいずれかに該当する場合は、交付金の支給の対象としないものとする。

- (1) 国、地方公共団体及びその他の公共団体であるとき。
- (2) 支給対象者が事業主と利益を一にする地位（取締役等）であるとき。
- (3) 新温泉町暴力団排除条例（平成24年新温泉町条例第17号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (4) その他この要綱の目的に反すると町長が認める者であるとき。

（交付金の額等）

**第4条** 交付金の額は、就職後雇用期間1年を超えるごとに5万円とし、連続2年分を限度に支給する。

（交付金受給資格の登録）

**第5条** 支給対象者が交付金の支給を受けようとする場合は、新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金受給資格登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に受給資格の登録を申請しなければならない。

- (1) 学校等を卒業又は退学したことを証明する書類の写し（新規学卒者のみ）
- (2) 住民票除票又は戸籍附票の写し（転入者のみ。1年以上、連続して町外に住所を有していたことが確認できるもの）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 在職証明書（様式第3号）
- (5) 雇用保険被保険者資格取得等の確認できるものの写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、常用労働者として雇用された日から起算して3か月以内に行わなければならない。

3 町長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容の審査のうえ適当と認めるときは、新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金受給資格登録書（様式第4号）を交付するものとする。

4 第1項の申請を行った者が町内事業者に雇用された日において町内に住所を有しない場合、その理由がやむを得ないものと町長が認めたときは、受給資格の登録を行うものとする。

（交付金の支給申請）

**第6条** 前条の規定による登録を受けた者は、町内事業所に雇用された日から起算して1年を超えるごとに新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金支給申請書（様式第5号）に在職証明書を添付して、町長に支給の申請を行わなければならない。

2 前項に規定する申請は、常用労働者として雇用された日から起算して1年を経過した日（2回目の申請は2年を経過した日）以後3か月以内に行わなければならない。

（交付金の支給決定）

**第7条** 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ交付金の支給を決定したときは、新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金支給決定通知書（様式第6号）により当該申請した者に通知するものとする。

（交付金の請求）

**第8条** 前条の規定により交付金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が、交付金の支給を受けようとするときは、新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金交付請求書（様式第7号）により行うものとする。

（交付金の支給決定の取消し）

**第9条** 町長は、支給決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の支給決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により交付金の支給決定を受けたとき。
- （2） 常用労働者として雇用された日から起算して5年を経過する日までに、町外に転出したとき。
- （3） 第3条に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったとき。

2 町長は、前項の規定に基づき交付金の支給決定を取り消したときは、新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金支給決定取消通知書（様式第8号）により、当該取消しを受ける者に通知するものとする。

（交付金の返還）

**第10条** 町長は、前条の規定に基づき交付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しを受けた者に対して既に交付金が支給されているときは、期限を定めて当該支給を受けている交付金相当額の返還を命ずるものとし、その旨を新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金返還命令通知書（様式第9号）により当該交付金の支給対象者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町内事業者の倒産、支給決定者の急病その他当該支給決定者の責に帰すことのできない特別の事由があると認めるときは、返還を求めないものとする。

（その他）

**第11条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に常用労働者として雇用された者に適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づきなされた受給資格の登録に係る交付金の支給に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。